

# 提案理由説明書（追加議案）

# 議 案 目 次

発委第1号 美浦村議会の個人情報の保護に関する条例

## 発委第1号 美浦村議会の個人情報の保護に関する条例

発委第1号 美浦村議会の個人情報の保護に関する条例についてご説明申し上げます。

追加議案書の3ページをお開きください。

本案は、令和3年に個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から、民間・行政機関・独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律が一本化されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新保護法」という。）による全国的な共通ルールが適用されることになりました。

美浦村においても、今定例会において、現行の美浦村個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）を廃止し、新保護法の施行条例を制定する条例案を提出しておりますが、新保護法において議会は、国会や裁判所と同様に、自律的な対応のもと個人情報の保護が図られることが望ましいとのことから、新保護法が定める規律の適用対象から除外されることになりました。

しかし、現行条例では、議会も条例の実施機関とされており、新保護法の施行後も引き続き自律的な措置を講じる必要があると考え、新たに「美浦村議会の個人情報の保護に関する条例」の制定を行うものです。

以上、発委第1号についてご説明申し上げます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。